赤ちゃんの
「きこえ」の検査を受けましょう

新生児聴覚検査のご案内

新生児聴覚検査とは、生まれて間もない赤ちゃんに行う「きこえ」の検査です。
きこえにくさを早期に発見し、適切な治療や支援を受けることで、
ことばの発達を促すことができます。
赤ちゃんの健やかな発育・発達のために、新生児聴覚検査を受けましょう。

青森市では新生児聴覚検査に係る費用の公費負担を実施します。

対　象　者	**青森市に住所を有する令和6年4月1日以降に出生した新生児** ※保護者が青森市に住所を有していても、 新生児が青森市に住所を有しない場合は対象にはなりません。
公費負担の対象となる検査	**初回検査及び確認検査** （確認検査は初回検査にて要再検となった場合に実施します。）
検査実施場所	**お子さんが生まれた産科医療機関等** ※検査機器がない医療機関や助産所で出生した場合は下記へお問合せください。
受検方法	**指定医療機関で受検する場合** 『青森市新生児聴覚検査受診票』と母子健康手帳を 医療機関に提出して受検してください。 ※一部の医療機関では自己負担が発生する場合があります。 **指定医療機関以外で受検する場合** 『青森市新生児聴覚検査受診票』は使用できませんが、 保護者の申請により、新生児聴覚検査に係る費用の一部を助成します。 詳しくは市ホームページをご覧ください。

お問合せ
あおもり親子はぐくみプラザ 母子保健チーム（元気プラザ内）
〒030-0962 青森市佃二丁目19番13号
TEL:017-718-2983、017-718-2984 FAX:017-718-2951

新生児聴覚検査に関する Q & A

Q1 どのような検査ですか？

A1 赤ちゃんが眠っている間に音を聞かせて、その反応を記録する方法で、赤ちゃんに痛みや負担なく行うことができます。

Q2 生まれつき耳のきこえにくさがある赤ちゃんはどのくらいいますか？

A2 おおよそ1,000人に1～2人の割合でいると言われています。

Q3 なぜ新生児期に検査を受ける必要があるのですか？

A3 赤ちゃんの「きこえ」は外見だけでは判断できません。
聴覚障がいは早期に発見され、適切な支援が行われた場合、聴覚障がいによる音声言語発達等への影響が最小限に抑えられることから、「きこえ」の障がいを早い時期に発見することが重要です。

Q4 聴覚検査はいつ、どのような流れで行いますか？
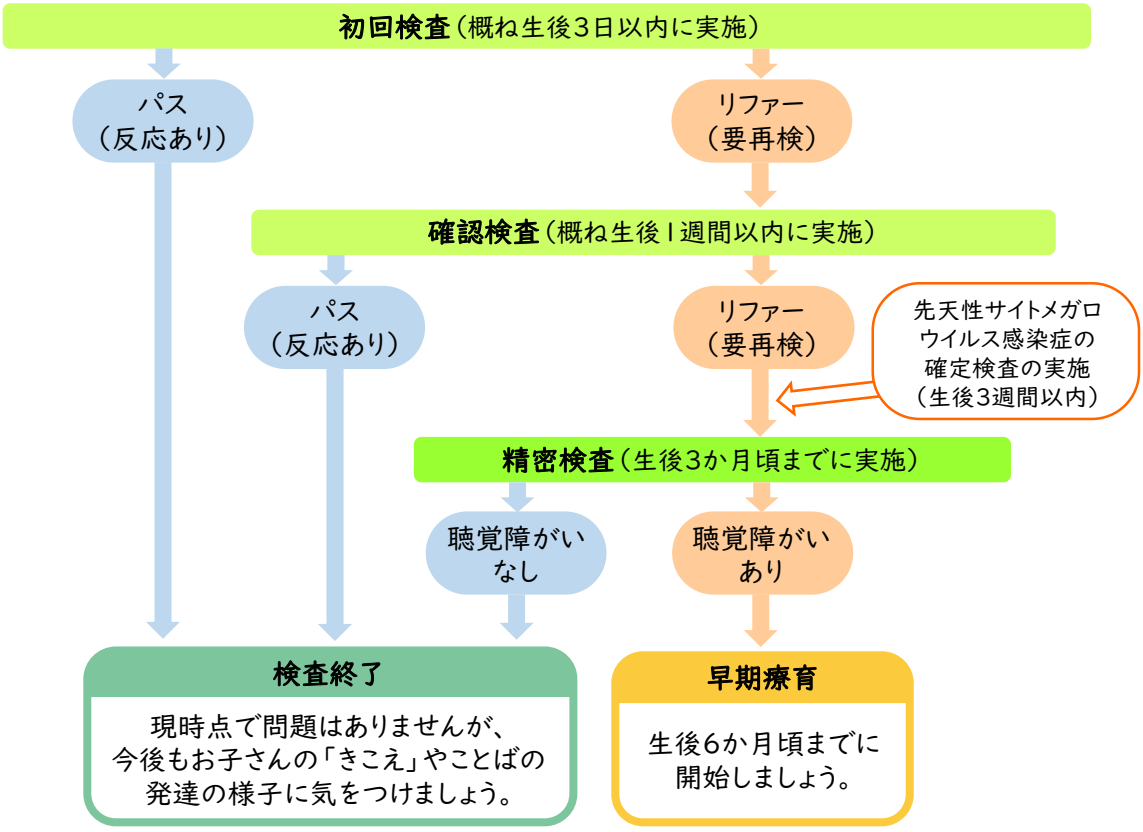
A4 聴覚検査は下記の流れで実施します。